

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成28年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

藤 田 琢

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年新潟
県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成28年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。